

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月30日

変更：令和4年2月18日

変更：令和4年5月25日

（名称）日向市

生活交通確保維持改善計画の名称
日向市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>日向市管内を運行する路線バスは、イオンタウン日向を起点として、本市と近隣市町村間を結ぶ運行が行われている。</p> <p>また、鉄道においては、日豊本線が海岸部を南北に走り、南北の市町村間を結んでいる。</p> <p>本市では、これらの地域間幹線を補完するために、市街地において「ぷらっとバス」、市街地と南部地域を連絡する「南部ぷらっとバス」、南部地域（平岩地区、美々津地区）において「乗合バスなんぶ」、東郷地域において「乗合バスとうごう」、細島地区において「乗合タクシーほそしま」を運行しており、車を運転できない高齢者をはじめ、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段としての役割を果たしている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1参照。</li> <li>・日向・東臼杵地域公共交通網形成計画 P87～89 参照。</li> </ul>
(2) 事業の効果
<p>コミュニティバスを運行することにより、路線バス、JR九州等の地域間幹線系統との連携が図られた地域の実情に即した効率的な運行体系の構築が可能となり、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、買い物弱者対策、外出促進及び地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスや沿線町村も含めた広域的な公共交通マップを随時更新する（日向市）。</li> <li>・お得な割引制度の普及活動の推進や免許返納時の優遇制度等に関する広報の強化など、公共交通の利用特典等に関する普及活動の推進を行う（日向市）。</li> <li>・「住民自ら乗って守る」などの意識の醸成を図るため、地域住民等と連携したモビリティマネジメントの推進を行う（日向市）。</li> <li>・百歳体操等の高齢者が集まる場で広報することによる利用促進を行う（日向市）。</li> <li>・消毒液の設置や感染症予防啓発に関する掲示等、継続的な感染症対策を行い、安心して利用できる環境を維持する（日向市）。</li> </ul>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び  
運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1) 予定している時刻・運行予定期間

①ぷらっとバス

・運行路線：日向市駅を中心に東西南北ごとに2路線ずつの計8路線

平日は各路線を1日に5便、計40便を2台で運行

日祝は各路線を1日に3便、計24便を2台で運行

(平日) 青バス(南1・2、東1・2) 7:00 ~ 19:25

緑バス(西1・2、北1・2) 7:00 ~ 19:30

(日祝) 青バス(南1・2、東1・2) 9:33 ~ 17:41

緑バス(西1・2、北1・2) 9:33 ~ 17:38

・運休日：年末年始(12月30日~1月3日)

②南部ぷらっとバス

・運行路線：日向市駅と美々津地区を結ぶ1路線

平日は1日7便運行

日祝は1日4便運行

(平日) 美々津日向市駅線 6:45 ~ 18:34

(日祝) 美々津日向市駅線 9:30 ~ 17:43

・運休日：年末年始(12月30日~1月3日)

・美々津日向市駅線②の一部の便を新ルート検討の実証運行のため減回(R4.3~R4.5)

・美々津日向市駅線②の一部の便を新ルート検討の実証運行のため減回(R4.6~R4.9)

③乗合バスとうごう

・運行路線：東郷地域(寺迫除く)に5路線を設定

各地域と東郷病院、道の駅とうごう等を結ぶ路線を1日8便運行

田野羽坂線 月曜日(6:05~13:15)、水曜日(13:45~18:05)

仲深坪谷越表線 火曜日(5:45~13:35)、木曜日(13:15~18:25)

福瀬小野田線 水曜日(5:35~13:40)、金曜日(13:28~18:30)

仲深坪谷線 木曜日(6:05~13:15)、月曜日(13:15~18:05)

鶴野内迫野内八重原線 金曜日(5:51~13:28)、火曜日(13:35~18:18)

・運休日：土曜・日曜・祝日・年末年始(12月30日~1月3日)

④乗合バスなんぶ

・運行路線：平岩、美々津地域に3路線を設定

各地域とサンパーク温泉、三股病院等を結ぶ路線を1日8便運行

火曜日 寺迫庭田線 6:55 ~ 18:15

水曜日 飯谷田の原線 7:05 ~ 18:15

木曜日 鵜毛靱木線 7:55 ~ 17:15

・運休日：月曜・金曜・土曜・日曜・祝日・年末年始(12月30日~1月3日)

2) 運行事業者決定の経緯

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの運行委託者について令和2年12月に公募型プロポーザルを実施し、「ぷらっとバス及び乗合バスとうごう」、「南部ぷらっとバス及び乗合バスなんぶ」についてそれぞれ市内の1業者から応募があった。

プロポーザル審査会において、安全、価格、管理、経営等から総合的な選考を行い、引き続き「ぷらっとバス及び乗合バスとうごう」については日向交通協同組合、「南部ぷらっとバス及び乗合バスなんぶ」については宮交タクシー(株)を運行委託者に決定した。

3) 地域内フィーダー系統の補足資料

(既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等)

本市では、平成14年度より既存の公共交通機関である路線バスやJR九州の補完交通機関として、コミュニティバスの運行を開始している。

ぷらっとバス、南部ぷらっとバスは、日向市駅東口を発着場とする路線形態をとり、JR九州や路線バスとの連携を図っている。「乗合バスとうごう」「乗合バスなんぶ」についても同じく駅、道の駅にて主要幹線と接続し、利用者ニーズ等を踏まえ、適宜ダイヤや路線の見直しを実施し、利便性と安全性の向上に取り組んでいる。

4) 系統の再編・見直しや増便によるサービス改善

①ダイヤ見直し

・平成25年9月30日付けで、ぷらっとバスの路線及びダイヤの見直しを行い、市内大型スーパー敷地内への乗り入れや日向市駅東口における停車時間の延長など、安全性及び利便性の向上を図った。

・平成27年10月1日付けで、利用者や住民のニーズを踏まえ、南1コースにおいて山の田地区への路線延長、西1コースにおいて帰路も日向市文化交流センター付近を運行する路線に変更した。

・平成29年4月3日付けで、乗継時間の確保や遅延の解消を目的に、始発時間を15分拡大(前倒し)での運行を開始した。

・平成30年10月1日付けで、乗合バスとうごう、乗合バスなんぶにおいて回送を利用した増便や、午前と午後で別の路線を運行する等の利便性の向上を図った。

・平成31年4月7日より、ぷらっとバス、南部ぷらっとバスにおいて日祝運行を開始した。

②利用促進

・平成29年2月1日から、運転に不安を抱える高齢者の交通事故防止及び地域公共交通の利用促進を目的に、運転免許証返納者にコミュニティバス使用料を半額にする2,000円相当の割引券を交付する「日向市高齢者運転免許証自主返納支援事業」を開始した。

・市民の意見をもとに、利用者アンケート等検証を行い、バス停の移動や、ルート変更を随時行っている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行委託料を含む運行経費から、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を日向市が負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

日向市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

**【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>日向市の中心部と南部地域間を結ぶ路線バス「日向～美々津～高鍋線」が利用者の減少等を理由に、平成28年3月末をもって廃止された。  しかしながら、当該路線は地域住民の通院、通学、買い物等の日常生活に欠かせない路線であるため、車両を取得（平成28年3月）し、代替機能として南部ぷらっとバスを運行している。  東1コース他5系統を運行しているバス車両は、耐用年数を超える9年が経過し、頻繁に修繕を繰り返していることから安全な輸送を確保するために小型車両を1台購入（平成31年3月）した。  西1コース他3系統を運行しているバス車両は、耐用年数を超える10年を経過しており、頻繁に修繕を繰り返していることから、安全な輸送を確保するために小型車両を1台購入（令和2年3月）した。  東郷区域の5系統を運行している乗合バスとうごうの車両は、購入から12年が経過し頻繁に修理を行っていることから、安全な輸送を確保するために車両の更新が必要である（令和4年1月に購入予定）。</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>		
(1) 事業の目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶらっとバス利用者数(令和3年10月から令和4年9月)について、現状を維持する。</li> <li>・南部ぶらっとバス利用者数(令和3年10月から令和4年9月)について、現状を維持する。</li> <li>・乗合バスとうごう利用者数(令和3年10月から令和4年9月)について、現状を維持する。</li> </ul> <p>※目標(利用者数)については維持としているが、現況で新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、今後も一定期間は利用客数の低迷が予想されることから、令和3年度上半期の実績をもとに算出している。</p>		
(2) 事業の効果		
<p>廃止された路線バス「日向～美々津～高鍋線」の路線を基本に、小型車両の特性を活かした路線を追加選定し、誰もが利用しやすい環境を整えることで、公共交通の利用促進が図られる。車両更新により、継続して安全な輸送が可能となり、修理費用の削減や、バス利用の気運醸成が図られる。</p>		
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>		
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付		
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>		
※該当なし		
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>		
※該当なし		
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>		
(1) 事業の目標		
※該当なし		
(2) 事業の効果		
※該当なし		
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>		
※該当なし		
20. 協議会の開催状況と主な議論		
平成23年6月27日(第1回)	計画内容について承認	
平成24年1月26日(第2回)	計画内容について承認	乗合追加
平成24年2月22日(第3回)	計画内容について承認	運行ダイヤ・路線変更
平成24年6月6日(第4回)	計画内容について承認	20分の9上限枠撤廃
平成24年6月25日(第5回)	計画内容について承認	

平成25年6月14日(第6回)	計画内容について承認
平成26年6月26日(第7回)	計画内容について承認
平成27年6月24日(第8回)	計画内容について承認
平成28年6月23日(第9回)	計画内容について承認
平成29年7月14日(第10回)	計画内容について承認
平成30年1月23日(第11回)	計画内容について承認
平成30年6月22日(第12回)	計画内容について承認
令和元年6月26日(第13回)	計画内容について承認
令和2年7月16日(第14回)	計画内容について承認
令和3年1月21日(第15回)	計画内容について承認
令和3年6月24日(第16回)	計画内容について承認
令和4年2月18日(第17回)	計画内容について承認
令和4年5月25日(第18回)	計画内容について承認

## 21. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成21年度から、街なかのぷらっとバスが現形態での運行を開始。
  - ・平成25年度には、利用者からの要望を踏まえ、市内の大型スーパー敷地内への乗り入れを行うための路線見直しを、平成25年9月30日付けで行った。
  - ・平成26年度には、「既存路線バスとコミュニティバスとの乗り継ぎが不明瞭である」との利用者からの意見を受け、バス利用者の主な目的である通院について、路線バスと各市町村の運営するコミュニティバスとの乗り継ぎを分かりやすく図化した「広域バスマップ」を作成し、関係機関や沿線の病院において配付を行った。
  - ・平成28年度には、路線バスとの乗継案内を市民バス時刻表に明記し、地域公共交通機関の利便性の向上を図った。
  - ・平成30年度には乗合バスとうごうにおいては、利用者から週に1回の運行は少ない等の意見が上がっていたことから、地元区長等と協議を重ね、平成30年10月より回送を利用した増便や午前と午後で別の路線を運行し、利便性の向上を図った。また、ぷらっとバス及び南部ぷらっとバスについて、利用者からの要望を受け、実証実験を行った結果一定の利用が見込まれたため、平成31年4月7日より日曜祝日運行を開始した。
- 平成31年度以降大きな変更はないが、随時利用者等の意見に基づく軽微なルート変更や停留所の移動等を行っている。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	宮崎県総合政策部総合交通課
関係市区町村	日向市総合政策部総合政策課
交通事業者・交通施設管理者等	宮崎交通(株)、宮崎県タクシー協会日向支部、宮崎県バス協会、宮崎県タクシー協会、宮崎交通(株)労働組合延岡支部日向分会、宮崎県日向土木事務所、日向警察署、日向市建設課
地方運輸局	九州運輸局宮崎運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日向市区長公民館長連合会、日向市高齢者クラブ連合会、日向市障害者団体連絡協議会、大分大学経済学部教授

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 日向市本町10番5号  
(所 属) 日向市総合政策部総合政策課  
(氏 名) 矢野 高大  
(電 話) 0982-52-2111 内線 2214  
(e-mail) y-takahiro@city.hyuga.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 別 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準で該 当する 要件	基準にて該 当する 要件 (別表7のみ)
日向市	日向市	(11) 美々津日向日市駅線コー ス1	美々津駅入口	幸脇・財光 寺	日向日市駅東口	往 22.7km 復 .km	295日	147.5回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と日向日 市駅東口ハズレにて接続	③
	日向市	(12) 美々津日向日市駅線コー ス2	日向日市駅東口	財光寺・ 美々津	日向日市駅東口	循環 42.5km .km	360日	1,132回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と日向日 市駅東口ハズレにて接続	③
	日向市	(13) 美々津日向日市駅線コー ス3	日向日市駅東口	財光寺・ 美々津	落鹿	往 22.8km 復 .km	295日	147.5回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と日向日 市駅東口ハズレにて接続	③
	日向市	(14) 田野羽坂線		東郷町		.km .km	96日	208回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と道の駅 とうこうバス停にて接続	③
	日向市	(15) 仲深坪谷越表線		東郷町		.km .km	99日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と道の駅 とうこうバス停にて接続	③
	日向市	(16) 福瀬小野田線		東郷町		.km .km	98日	202回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と道の駅 とうこうバス停にて接続	③
	日向市	(17) 仲深坪谷線		東郷町		.km .km	96日	192.0回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と道の駅 とうこうバス停にて接続	③
	日向市	(18) 鶴野内迫野内八重原 線		東郷町		.km .km	99日	222.0回		①	補助対象地域間幹線系統である宮崎 交通の(伊ノヶ岡)日向～塚原線と道の駅 とうこうバス停にて接続	③
	日向市	(19) 寺迫庭田線		寺迫		.km .km	50日	100.0回		②(1)	JR九州の日豊本線と美々津駅にて接 続	③
	日向市	(20) 飯谷田の原線		美々津		.km .km	49日	98.0回		②(1)	JR九州の日豊本線と美々津駅にて接 続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線不定期運行、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。